

板橋区議会報告会の効果検証について

令和8年6月19日の議会運営委員会において、今後の議会報告会の実施方法等に関する検討事項のうち、「議会報告会の形式」について議論を行い、「実行委員会の構成員」及び「回数」については改選後に改めて議論することとなった。

については、これまでの合意事項を踏まえ、下記のとおり、「板橋区議会報告会実施要領」の改正を行うとともに、残りの検討事項については改選後の議会運営委員会に申し送ることとする。

記

1 これまでの合意事項【令和7年12月11日・令和8年2月5日・6月19日 議会運営委員会】

- ・実施場所については、固定化せず柔軟に対応する。
- ・区議会だよりや広報いたばしの掲載など、議員で対応できないことは区議会事務局が行う。
- ・できる限り議員のみで行う。
- ・議会報告会の形式については、グループディスカッションを含めて、実行委員会で検討・決定できるようにする。

2 板橋区議会報告会実施要領の改正

(1) 改正理由

次回以降の議会報告会の実施にあたり、上記1の合意事項を踏まえた対応ができるよう、グループディスカッションの実施等に関する事項を追加するほか、所要の規定を整備する必要がある。

(2) 改正概要

① 板橋区議会報告会実施要領改正案

別紙1のとおり

② 新旧対照表

別紙2のとおり

③ 施行期日

議会運営委員会で決定した日を施行日とする。

3 送り事項

令和9年度の議会報告会の開催回数、時期及び実行委員会の構成員については、改選後の議会運営委員会にて決定する。

板橋区議会報告会実施要領

1 趣旨

東京都板橋区議会基本条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、板橋区議会報告会（以下「報告会」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 運営体制

報告会を開催する際は、議会運営委員会の決定により議会報告会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

- （１）実行委員会の構成員（以下「実行委員」という。）の人数、会派の割振りについては、議会運営委員会に準ずるものとする。
- （２）実行委員会には委員長及び副委員長を各 1 名ずつ置くこととし、選出する会派は、議会運営委員会に準ずるものとする。
- （３）実行委員会に出席していない会派については、実行委員会が必要と認めた場合、出席し、発言できるものとする。
- （４）任期は、議会運営委員会へ提出した報告書の上程をもって満了とする。

3 開催回数等

同一年度内に 1 回以上開催する。

- （１）開催回数及び時期については、議会運営委員会で決定する。
- （２）日程及び会場については、実行委員会で決定する。なお、会場については、固定化せず、柔軟に対応する。

4 実施内容

次に掲げる事項を参考に、実行委員会において選定・決定する。また、報告者は、報告内容について、事前に実行委員会正副委員長の許可を得るものとする。

（１）議会報告

- ① 議会の活動状況
- ② 新年度の予算の内容
- ③ 前年度の決算の内容
- ④ 議案等の審議状況
- ⑤ 情勢に応じたテーマ
- ⑥ その他重要と思われる事項

（２）グループディスカッション等（３）その他

5 次第及び時間

報告会は1～2時間程度とし、次第は次の例を参考に、実行委員会において決定する。

- ① 開会あいさつ
- ② 議長あいさつ
- ③ 議会報告
- ④ グループディスカッション等・意見要望・応答
- ⑤ 閉会あいさつ

6 報告会資料

報告会資料は、次の例を参考に、実施内容に即して用意する。

- ① 報告会次第
- ② 報告資料
- ③ その他（区議会だより等）

※会場での配付資料は可能な限り、区議会ホームページから閲覧・ダウンロードができるようにする。なお、オンライン開催の場合は、資料の提示・ダウンロード等、視聴者にわかりやすい方法を取り入れるよう努める。

7 議員の発言

- （1）議会として行う報告会である以上、議員の発言は、原則として議会決定事項を中心とし、議員個人の見解を述べることはできないものとする。ただし、区議会だより等により、公開された情報の範囲において、各会派の態度表明結果を述べることは妨げない。
- （2）上記規定に抵触する場合、実行委員長はその発言を制止できるものとする。

8 役割分担

報告会及び実行委員会の運営全てを議員自らが行う。

- （1）報告会における役割は、進行、報告者、会場設営・運営、記録、報告書の作成を基本とし、その他必要に応じ、実行委員会が別に定める。
- （2）実行委員は、役割のいずれかに従事し、責任を担うこととする。
- （3）必要に応じて実行委員以外の議員に対し、役割の有無にかかわらず、協力を求めることができるが、あくまでも任意により、強制するものではない。
- （4）区議会だよりや広報いたばしの掲載などは、区議会事務局が行うこととする。

9 周知方法

周知方法は、次のとおりとする。

- ① 区議会だより
- ② 広報いたばし
- ③ 区議会ホームページ・SNS
- ④ 議員個人による周知
- ⑤ その他（ポスター・チラシ・報道発表等）

10 運営方針

- （１）進行は、実行委員長が整理する。
- （２）意見要望に対しては可能なかぎり即答することに努める。また、協議を要すると実行委員長が判断した場合には、意見要望を持ち帰り、回答内容を実行委員会で協議したのち、後日回答する。
- （３）意見要望については、報告した内容の範囲に限り、受け付ける事を基本とする。
- （４）録音や写真、動画撮影を行い、報告会の経過を記録する（議事録は作成しない）。

11 報告書の作成

報告会終了後、議事の要点、概要、成果や反省、質疑に対する回答、意見・要望等を整理し、すみやかに報告書にまとめ、議会運営委員会に提出する。なお、聴取した意見要望等については、理解を深めた上で、今後の議会活動、報告会等に生かしていくこととする。

- （１）報告書の作成は、実行委員が担うこととする。
- （２）報告書は、区議会ホームページに掲載し、開催要旨を区議会だよりで公表する。

12 参加者の取扱い

議会の傍聴規則を準用するとともに、参加者への事前周知に努める。

- （１）報告会の参加を支援するため、手話通訳及び一時保育ができるよう配慮する。
- （２）報告会実施中の撮影は、運営に支障がない範囲において認めることとする。

13 資料の管理

報告会及び実行委員会で使用した資料等については、一括して実行委員長が管理し、次期実行委員長へ引き継ぐこととする。

14 その他

本要領に定めのない事項に関して、疑義が生じた場合は、正副実行委員長で協議し、決定する。

付 則

この要領は平成28年2月8日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は、令和4年2月21日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は、令和 年 月 日から施行する。

1

新	旧
(4) 区議会だよりや広報いたばしの掲載などは、区議会事務局が行うこととする。 9 周知方法 略 ①・② 略 ③ 区議会ホームページ・<u>SNS</u> ④・⑤ 略 以下略	9 周知方法 略 ①・② 略 ③ 区議会ホームページ・<u>ツイッター</u> ④・⑤ 略 以下略